

---- 「「治す」から「防ぐ」へ -- IFLA 図書館資料の予防的保存対策の原則」 ---

竹内秀樹氏（国立国会図書館関西館）

司会 それではディスカッションに入りますが、その前に私が、先ほど竹内さんからご質問をいただいたことに簡単にお答えします。なお、今回のWEB上での原則は私が日本語版の監修者ということになっているのですが、これは正確ではなくて、もともと原本があり各国語に翻訳されているわけで、今回日本語にする際に竹内さんをはじめ複数の方々から訳されたものを最終的に私がチェックをするという役目をしているだけです。本来の意味の監修とはちょっと違うと思います。むしろ監訳といったほうが正しいのですが、WEB上だけでなく、日本図書館協会から予定されている本としての「原則」も、参考文献や解説も含めて見ると約束させられてしまいましたので、監修でもいいのかなと。

ここまではいいわけとしまして、本題に入ります。たしかにコンサベーションは今回の「予防的な保存対策の原則」の中では触れられていません。竹内さんの文脈からいきますと確かにそうだろうと思います。しかし、それをどう評価するかということになると、逆に私はどうしてそれほどコンサベーションにこだわるのかと。詰問しているのではなくて、どうしてなのかなと単純に思うわけです。別になくていいのではないかな。この原則はケアとハンドリングという項目がメインですから、その中にコンサベーションを含まなくてもいいのではないかなという気がします。というのは、コンサベーションについてはすでに原則があるからです。最初に出てきた原則、1979年の中の修復の原則がまさにコンサベーションの原則です。たしかに竹内さんが説明されたように、この最初の原則は古くて貴重なものに少し偏った原則であると考えられますが、全体としてはコンサベーションの原則として受け止めていいと思っていますし、今も依然として有効であると思います。

ですから竹内さんの最初の質問に対しては「この原則のなかではコンサベーションはなくていい」というか、ない方がすっきりすると言ったらいいのでしょうか、コンサベーションと、ここでいう予防的な保存手当では有機的につながってはいるのですが、とりあえず別に考えていけばいいということですか。

今度の新しい原則の意義というのは、皆さんが読んでくださって、そうか、これだったらウチでもできる、というようなごく具体的かつ手の届く範囲の方策を盛り込み、かつ資料を未来に残すために最優先しなければならない事柄を明記したところにあると思います。だからこそ各国語に訳されています。英語、ロシア語、フランス語、ドイツ語、スペイン語はもちろん、あと何カ国語かに訳されているわけです。以上が最初のご質問に対する答えです。

2番目のご質問は、図書館員とコンサベーション、レストレーションのかかわりはいかにあるべきか、ということですね。ですが、これはもう竹内さんが説明しておられます。例えば目の前に傷んだ本があったときに、ちゃんと修復したい、元の通りに治したいというのは、資料をなによりも愛する図書館員として当然の気持ちだと思います。しかしそういう資料というのは膨大にあるわけです。特に酸性紙問題が出てきたときに、それを全てもとのとおりに直していくとというのはとても無理だと「断念」しなければならなくなりました。にもかかわらずコンサベーション、レストレーションというのは当然必要なわけです。

これは、別になくていいと言っているわけではなく優先順位の話をしているわけです。コンサベーションあるいはレストレーションをもし実行するとすれば、何をどのように治すのか、何を目的に直すのか。利用のニーズということを考えたときに、そのニーズに見合う形のを図書館が提供していくということがまさに資料提供の原則ですけれども、そのときに修復しなければそのニーズにこたえられないときもあるだろうと思います。しかし大半の資料は、例えば本文の情報だけでいいという場合がほとんどでしょう。確かに傷んではいるのだけれども、それをもとのように治す必要もない。マイクロ化しようとか、他の機関でマイクロフィルムを撮っているとすればデュープをもらって提供するかという方法で資料提供の責任を果たせるのではないかと。

こうした、利用のニーズを組み込んだ、「どうするのか」という判断をコンサーバターとかレストレーターがやるのではだめなのだとことを解っていただければ、竹内さんのご質問に応えることになるはずです。つまり、その判断をする図書館員、いわゆるプリザベーション・アドミニストレーターという、保存・管理をする人や役割が必要なことなのです。その人（たち）が自館のかかえる資料保存に関わるあらゆる課題の把握と解決に向けて、全体を管理していく。その管理対象のひとつとしてコンサベーションあるいはレストレーションがあり、他の選択肢を勘案しながら最終判断を下していく。実際に手を動かすわけではなくて、どのようにするのかということ、利用という一つの軸を中

心に考えるべき人がいたらいいなと思います。

答えになっているかどうかわかりませんが以上でよろしいでしょうか。

竹内 ありがとうございます。1979年版原則の概要をご説明したときに、修復に関して図書館員の役割は二つあると。何を治すべきか、治すべきでないかという判断は図書館員が下すべきであると。治す場合にも、どのような形でどこまで治すのか、これも図書館員が判断すべきことであると。したがって、その判断をするためには図書館員も修復について最低限は知っておかなければいけないレベルの知識があるだろう、それを示したのが1979年版の原則だったと思います。それは1979年当時において必要であって今は必要ないということではなく、今なお必要なことでもありますので、この点については資料保存の原則の中で示されるべきであろうということ、1986年版原則の日本語の解説の中で安江さんが述べられております。

コンサベーションについても全く同じことが言えると思います。対象が違うだけの話で、例えば脱酸をするということを考える場合に、どの資料を脱酸するのか、どの方法で脱酸するのかを判断するのは、当然のことですけれども図書館員です。その判断をするときに、脱酸にはどういう方法があって、それぞれどういう長所と短所があるのかを知っていないと判断はできないわけで、そういうことを考える際の指針となるようなことについては、資料保存の原則の中で明示されるべきではないかという問題意識があって、そうであるならば、資料保存の原則というように名乗る限りはこれを排除するのではなく、取り入れていく、今なおその中に盛り込んでおくべき内容なのではないか、という問題意識がありました。お伺いしました。

木部さんが今お話されたようにこの原則のターゲットがケアとハンドリングのところにあるということであって、コンサベーションとかレストレーション自身の原則が必要ではないということではないと思います。それはまた別途の形で作成されるべきものなのだろうなど。そういう判断の元に排除されたのだというように思います。

司会 ありがとうございます。

これから皆さんからのご質問をお受けしてディスカッションに移りたいと思います。

松田 東北芸術工科大学の松田と申します。IFLAが世界規模でこういうことをやられているということについて、非常に深い感動を覚えながらお聞きしておりました。その日本語版が完成に近づきつつあるということで期待しております。

二つお伺いしたいと思います。まず第1点ですが、館全体で取り組むというお話があり

ました。私はどちらかというと美術の方なのですが、美術館でも同じようなことが言われていまして、館長のマネジメントという言葉が最近耳にするようになりました。館全体で予防的保存に取り組むことの重要性が、第1番の重要な点だと思うのですが、パートごとに職能別に組織化されていて、各館員の役割というのがこの仕事を進めていくためには必要になってくるのだらうと思います。そのときに館長の役割だとか、プリザベーション・アドミニストレーターの役割だとか、それから一般館員の役割だとか、そういうことが有機的につながっていかないと成功しないのだらうと思います。そのために何か具体的な方策が唱えられているのかどうかについて。

第2点は、大小さまざまな図書館、文書館があり、全国規模でこの事業を展開していく場合にどういった組織化ができるのだらうか、地域的な意味での組織化ができるのだらうかということについて。これは美術の世界でも同じですけれども、いくら良い倫理規定ができたとしても、それが守られて行動をしなければ何も意味がないわけです。このことについてはいろいろなところで言われているわけですが、なかなか前に進まない現状が美術の世界ではあります。それでは図書館、文書館のお仕事について、どうやって小規模館にまで浸透させて、それを大きく日本の規模でどこまで進めていくのかということについてお考えがあったらお聞かせください。

竹内 ありがとうございます。大変良いご指摘をいただいたと思いますが、答えるのはなかなか難しいかと思います。1点目は館全体として取り組むべきときに、館でいろいろな職階を設けて、いろいろな部署を設けて業務をやっている、その全体の中で資料保存の必要性というものをどのように浸透させていくべきなのか、というご質問だったと思います。日本ではまだ館全体として取り組んでいるところは少ないのではないかと思います。その原因は資料保存の重要性に対する認識が館の隅々まで行き渡っていない、危機感がそれほど差し迫ったものでない、ほかに優先課題の高い領域というものが多い、というような認識があって全体的に浸透しないというところがあるのではないのかと、個人的には考えております。

館全体として取り組んでいこうとするときに、まず土台として何が必要か。館の職員全体、上から下まで、資料保存が図書館サービスを支える基盤だということへの認識が浸透しているかどうかということが第1の基盤としてあり、その上で館全体としてこういう方針で取り組んでいくのだという方針の策定というものがあって、それで初めて図書館のさまざまな業務との整合性をとって資料保存対策を進めていくことができるのだらうと思いま

す。そういう保存政策の策定に向けて館のリーダーシップをとっていくということが、館長に求められる役割なのではなかろうかと思っております。

2番目のご質問は、大小さまざまな機関があるところで、どのような協力態勢をつくっていけば全体としてこういう活動に取り組んでいけるのか、というお話だったと思います。図書館の世界では日本図書館協会の資料保存委員会というのがございまして、資料保存に対する情報の提供であるとか、研修会開催であるとか、いろいろな出版物をつくって資料保存の理解を皆さんに深めていただくというような活動をしております。また国立国会図書館でも国内の図書館員の方々を対象に資料保存に関する情報を提供したり、いろいろな問い合わせにお答えするレファレンスのサービス、研修のサービスといったようなことをしております。また国内だけではなくて、国立国会図書館の場合にはアジアを対象とした研修など、そういったことも行っております。

個々の図書館、これは美術館や博物館の世界でも恐らく同じではないかと思いますが、そういう個々の組織で行われている点を線に結んで面にしていくという役割は日本図書館協会や国立国会図書館など全国的な組織がリーダーシップをとっていかねばならない。まずはそれが大切なことだと思います。

野口 質問ではないのですが。一つはケア・アンド・ハンドリングを予防的と訳したのは、ちょっと私は気に入らない。3ページの画面の「新原則刊行の目的」に「保護と取り扱いに関する」と書いてあります。こういう訳をしてくれた方がわかりやすい。

それから、1979年、1986年、1998年と来まして、1998年度になってから、まるで欧米先進国が低開発国のアジアのレベルに合わせようとした意図がありありと見える。これは、よく言えば実利的、現状に合わせたと言えるのですが、何かそんな感じがしてしょうがない。欧米先進国の慈悲と思いやりのレポートになったなという気がします。

もう一つはそれに関連して、IFLAのメンバーである国立国会図書館が、なぜ今の時期にこういうレポートをありがたがって訳して普及しなきゃいけないのかと。これはアジア向けにむしろ国立国会図書館が音頭をとってやるべきことをIFLAにやられてしまったなという感じがします。現実に例えば、ビルマなどは雨季のシーズンになると約40度、100%になります。そこに16度、40%という数値があってもしょうがない。どこで果たして接点を持てるのかなという気がしました。竹内さんの方で、アジアの保存についてはリードするような動きをなさって、IFLAの言いなりには決してならないでもらいたい。そんな感じがいたしました。

竹内 温かい励ましのお言葉をいただきましてありがとうございます。1 番目は難しいかもしれないので、2 番目のところから私なりの感想を申し上げさせていただきます。1998 年版が、I F L A がこれまで欧米のレベルでやっていたものをアジアまで視野を広げて、慈悲をもってこういう原則を刊行したのではなかろうかというご指摘だったと思いますが、私はそのようには考えません。1986 年版の原則を読んだときに、アジアの人たちはこれでは自分たちはそのままでは適用できない、こういう一部の国、地域にしか適用できないような原則を I F L A が策定して発表するのはいかがなことかと思われたと思います。実際にそういう発言も恐らくあったのだらうと思います。その旨が 1986 年版の日本語解説の中でも指摘されております。それでアジアなど欧米以外の地域の声を踏まえて、1986 年版原則を見直したというように、私は肯定的に取り上げたいと思います。

3 番目の国立国会図書館の役割でございますが、これはおっしゃるとおりだと思います。アジアの地域で、あるべき資料保存の指針とガイドラインとマニュアルみたいなものをつくってその普及を図っていくということは I F L A / P A C のアジア地域センターの役割だらうと思います。今回の I F L A の 1998 年版原則につきましては欧米だけでなくアジアの地域でも、あらゆる地域で適用できる原則になっておりますので、その普及をアジアで図っていくということが国立国会図書館に求められている役割だらうと感じております。日本語版に翻訳するという事は日本国内での普及を図るということでありますので、それをもってアジアに普及を図るということにはなりませんので、その辺をどうするかということは国立国会図書館に課された課題だと思っております。

1 番目のケアとハンドリングを予防的と訳した、というのは確かにケアとハンドリングというように、そのまま訳していくという方法もあったのだらうと思いますが、ハンドリングはともかくとして、ケアというのが非常に訳しにくかったということがあります。そういう些末な技術的なところだけではなくて、この原則のコンセプトそのものがとにかくどの図書館でも適用できるものということで、まずは何ができるか、資料保存の中でまず何が最優先で取り組まれる課題かという点でこのケアとハンドリングというのを取り上げたということがございます。この原則のコンセプトとして予防ということが一番強く言いたいのだというように酌み取りまして、タイトルを「予防的保存対策の原則」と。これは訳者の思いをここに込めているということでございます。

司会 日本でこれが出てから予防的な対策が始まるということではなく、図書館界のいろいろな活動はありました。ただその中でももう少しちゃんとやったらどうかなと思うのは、

さっき言った保存管理（preservation administration）ということなのです。全体の保存管理、つまりほかの業務と連携をしながら最適な選択をしていく。そのところを小平中央図書館の蛭田さんがきょういらっしゃいますのでお聞きしたいと思います。保存管理ということはかなりきちんとやってこられたというように思っておりますが、うまくやってきた秘訣というか、どこから始めてどういう形でやってきたのかということをお話していただければと思います。

蛭田 小平中央図書館の蛭田です。私も10年ほど資料保存にかかわりを持って、日本図書館協会の資料保存委員会で勉強させていただきました。私はもともと公共図書館の職員として採用され仕事をしてきた立場でいえばまず利用者なのです。何をすることについても利用者の顔が見えるかどうか。そういうニーズが見えるかどうかだというように思います。資料保存とのかかわりの中でいえば、資料保存はそれまで私にとってはどちらかと言うと縁の遠い存在だったものが、利用のための資料保存という言葉を獲得したことによって自分のものになったのかなというように思います。それは保存という対策がどちらかという、後生大事にだれにも使わせないで残しておく、それが資料にとって一番いいのだという考え方があったかと思いますが、私のような公共図書館の職員にしてみれば、何のために予算をかけて資料の保存対策をとらなければならないのか、修復を手がけなければいけないのかと。やはり資料を使う利用者がいて、その利用者にとしたらいい状態で使ってもらえるのか、そして今の利用者だけではなく将来使い続けられていく資料だとすれば、それをどうやったら保証していけるのかといったところのバランス感覚で、保存という問題とかがわってきたのかなというように思います。

そんな中で地域資料を中心に仕事をやってきましたので、その資料をどうしたら利用し続けていってもらえるのか、そういう関心があり、自分でそれを実現するためには勉強しなければいけない。で、資料保存の勉強をさせていただいたところで自分なりに見えてきたものがあって。それを館のみんなに説明していく、あるいは館長に説明していく中で予算取りをし、資料保存の計画みたいなものが見えてきてそれを実践に結びつけてきたというような、本当に徹々たる実践に過ぎないというように思っています。

司会 どうもありがとうございました。利用のための資料保存というコンセプトは、この原則の中にももちろん貫かれていると思います。何のために資料があるのかといったらもちろん利用されなければいけない。そういう意味で蛭田さんがだめを押してくださったということで、どうもありがとうございました。

